

る電話の受理が遅れることがありますので、いたずら電話は絶対やめましょう。

詐欺に注意を

定額給付金の給付をよそおった「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取」にご注意ください。

今般、与党において決定された「定額給付金」については、住民の皆さんへの連絡や給付を行う段階ではありません。具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかにお知らせします。

このため、「定額給付金」に関して、

○市区町村や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動預払機）の操作をお願いすることは、絶対ありません。

○ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。

○市区町村や総務省などが、「定額給付金」の給付のために、手数料などの振込みを

求めることは絶対にありません。

○現時点で、市区町村や総務省などが住民の皆さんの世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報照会することは、絶対にありません。

自宅や職場などに市区町村や総務省（の職員）などがかかった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず町や最寄りの警察署（または警察相談電話（#9110））にご連絡ください。

生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、所得の低い世帯、障害を持つ人や介護を要する高齢者が同居している世帯に対して、地区の民生委員の援助と指導に併せて、低い利率（修学資金及び療養介護等資金は無利子）で資金の貸付を行うことにより、世帯の経済的自立と生活意欲の助長、社会参加の促進を図る貸付制度です。

ご相談・申し込みは、地区の民生委員を通じて、町

社会福祉協議会に行ってください。

○資金の種類Ⅱ福祉資金（転居費用や住宅の改修費など）、修学資金（入学金や授業料など）および療養・介護等資金（医療費や介護保険料の支払いなど）など9種類

○貸付主体Ⅱ県社会福祉協議会
 ◎問い合わせ先Ⅱ長島町社会福祉協議会 TEL(86) 0190

県労働委員会「個別労働関係紛争」のあっせん

県労働委員会では、個々の労働者と使用者との間に生じた労働に関するトラブルの解決のお手伝いをするため、あっせんを行っています。解雇、いじめ、セクハラ、賃金の引下げなど、労使双方から話を伺い、話し合いによる解決ができるようお手伝いします。

○受付時間Ⅱ平日の午前8時30分～午後5時15分
 ○申請方法Ⅱあっせんを希

望される場合は、労働委員会に申請書を提出してください。

※相談・申請は、県内各地域振興局・各支庁の総務企画課でもできます。

○費用Ⅱ無料。
 ◎問い合わせ先Ⅱ県労働委員会 TEL099(286)3943

介護体験講座のご案内

県介護実習・普及センターでは、介護体験講座を実施します。PTAや地域グループなどの一般成人団体を対象に、車いす体験や高齢者疑似体験などをおして、高齢者の気持ちについて考えます。

○日時Ⅱ原則水曜日開催（標準体験時間：2時間）

○場所Ⅱ介護実習・普及センター（かごしま県民交流センター内）

○内容Ⅱ車いす体験・高齢者疑似体験

◎問い合わせ先Ⅱ県介護実習・普及センター TEL099(221)6615